

～飲食店などフードサービス事業者の JFS 規格の取得を支援します！～
【フードサービス対象】JFS 規格取得サポート事業のご案内
(募集要領)

一般財団法人食品安全マネジメント協会(JFSM)

【フードサービス対象】JFS 規格取得サポート事業について

・募集内容:

HACCP 制度化・改正食品衛生法に対応でき、食品安全の証明がお客様の安心へとつながる第三者証明である「JFS 規格」の普及拡大のため、JFS 規格の取得を希望されるフードサービス事業者に対して、一般財団法人食品安全マネジメント協会(JFSM)が取得に係る監査等の費用を支援いたします。また、本事業に採用された事業者には JFSM から取得後の企業 PR を全面的に協力し、フードサービス事業者の食品安全への取り組みを社会へ届けるためのサポートをいたします。

・募集対象:

JFS 規格(フードサービス)を新たに取得するフードサービス事業者

JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)を新たに取得する、多店舗展開を行うフードサービス事業者

※フードサービス事業者とは、レストラン等の飲食店、ホテル等飲食を提供する施設、給食施設、弁当・そうざい等の製造施設等を対象とします。

・取得サポート対象経費:

JFS 規格の監査に係る費用

(対象経費の例:監査費用、登録料、コンサルティング費用 ※消費税抜き)

・取得サポート金額:

対象経費に対し、補助率 100%かつ上限 30 万円

・募集対象数:

3 社程度(各社申請金額により異なります)

・優遇条件:

JFS 規格(フードサービス・マルチサイト)取得事業者および飲食店事業者からの取得申請を優遇いたします。

2024年4月19日更新

・応募条件

1. 2024年12月末までに、対象となるJFS規格の新規登録完了が可能であること。(但し、期限の調整は可能です)
2. JFS規格取得後の事例紹介など、JFSMが依頼する情報発信にご協力いただけること。

・応募方法:

申請書類(応募様式)に記入の上、メールにてご応募ください。

・募集期間:

2024年2月9日(金)～4月30日(火)17:30メール受信分

【4月19日更新】2024年2月9日(金)～7月31日(水)17:30メール受信分

・選考:

申請書類の記載内容に基づき、JFSM事務局が決定し、採用結果を通知します。1事業者1件(1サイト、マルチサイトの場合を除く)の採択とします。

・応募、問い合わせ先:

一般財団法人食品安全マネジメント協会 事務局

(住所)〒104-0061 東京都中央区銀座 8 丁目 17 番 5 号

THE HUB 銀座 OCT 605 号室

(E-mail) info@jfsm.or.jp (TEL)03-6268-9691

(担当)大澤、紺野、牟田口